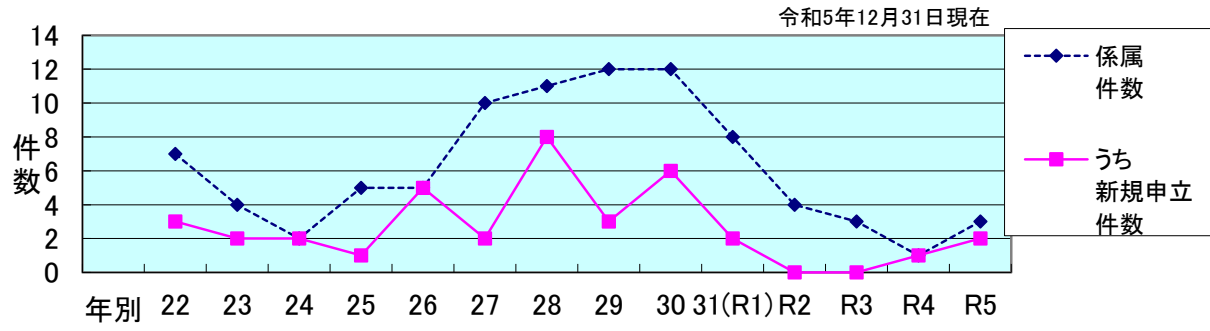


(第11表) 不当労働行為事件取扱件数の推移



(第12表) 不当労働行為事件取扱状況

令和5年12月31日現在

状 況		R3	R4	R5		
係 属 状 況	前年からの繰越		3	1		
	新規申立			1	2	
	計		3	1	3	
	新 規 申 立	申 立 人	組 合		1	
			個 人		1	
			組合・個人			
		該 当 号	1			
			2		1	1
			3			1
			4			
			1・2			
			1・3			
			1・4			
			2・3			
			2・4			
			1・2・3			
		1・2・3・4				
企 業 規 模		49人以下			2	
		50人～99人				
	100人～499人		1			
	500人～999人					
	1,000人以上					
終 結 状 況	移 送					
	取 下					
	和 解	関 与				
		無 関 与	1			
		小 計	1			
	命 令 決 定	全 部 救 済				
		一 部 救 済	1	1		
		棄 却				
		却 下	1			
		小 計	2	1		
終 結 計		3		1		
次 年 へ 繰 越			1	2		
終結事件平均処理日数		632.0日		624.0日		

(第13表) 不当労働行為事件一覧表

令和5年12月31日現在

事件 番号	業種	組合員数	該当 事項	請求する 救済の内容	申立 年月日	終結 年月日	所要 日数	調査 回数	審問 回数	証人	担当委員 ◎審査委員長 ○審査委員 △参与委員	終結 状況
		従業員数										
4   1	学術研究、 専門・技術 サービス 業	28 (3)	2	誠実団体交渉	R4.2.3	R5.10.19	624	7	-	-	○大塚 △番条 △横山	一部救 済
		110										
5   1	水道業(上 水道業・下 水道業)	37 (37)	3	謝罪文の掲示	R5.6.20	-	-	2	-	-	○伊藤 △加藤 △下田	係属中
		45										
5   2	社会保険 社会福祉 介護	450 (3)	2	団体交渉応諾 謝罪文の提出、掲示及び新 聞への掲載	R5.9.29	-	-	1	-	-	◎西川 ○吉田 △太田 △松本	係属中
		45										

※ 該当事項1、2、3、4は、それぞれ次のとおり。

1: 不利益取扱い(労働組合法第7条第1号)

2: 団体交渉拒否(労働組合法第7条第2号)

3: 支配介入(労働組合法第7条第3号)

4: 報復的不利益取扱い(労働組合法第7条第4号)